

令和3年第12回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年6月25日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕
- (12) 令和3年陳情第2号 中学校歴史教科書採択に関する陳情書

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立図書館の指定管理者の公募について
- ② 練馬区立図書館の指定管理者の選定について
- ③ 令和3年第二回練馬区議会定例会提出議案について
- ④ 区立学童クラブの休室について
- ⑤ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)について
- ⑥ その他

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和3年第12回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が2名いらっしやっている。

教育振興部長

本日、保健給食課長は欠席させていただいている。よろしく願います。

教育長

案件に入る前に、教育長及び教育委員の任命についてご報告をする。

先日、6月18日に開催された令和3年第二回練馬区議会定例会において、教育長の任命同意議案が可決された。これにより、6月30日付をもって、私、河口浩は任期を満了し、7月1日付をもって現総務部長である堀和夫が、前川区長より教育長の任命を受けたことをご報告する。

また、同日に、教育委員の任命同意議案が可決され、6月18日付で仲山英之委員が前川区長より教育委員として任命を受けた。ついては、仲山委員よりご挨拶をいただきたい。よろしく願います。

仲山委員

仲山と申す。よろしく願います。

簡単に自己紹介させていただく。私は、長らく大学で教員をしていた。特に分野としては化学をやっている。5年ほど前から環境化学の分野の研究を行っており、最近話題になっているマイクロプラスチックの関連の研究をしていた。

それと並行して、聴覚障害の方を支援するという事を大学から任されて、その方が入学してから卒業するまで支援を行った。

現在は、教員は定年退職したが、同じ大学で、いろいろな障害があり学習に十分についていけないという学生の指導を任されている。

非常に限られた分野の経験しかないが、皆様と協力して、練馬区の教育行政に尽力していきたいので、よろしく願います。

教育長

ありがとう。どうぞよろしく願います。

私は、委員会の終了の際にご挨拶をさせていただきたい。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議題が1件、陳情12件、協議1件、教育長報告6件である。

練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長

初めに、議題の1番、練馬区教育委員会教育長職務代理者の指名についてである。

この案件は、本年6月30日までが、坂口委員の教育長職務代理者としての任期とな

っているため、本年7月1日以降の教育長職務代理者について指名を行うものである。
この案件について、事務局から説明することがあれば願います。

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うことが定められている。

したがって、教育長の職務を代理する者は、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を代理することになり、それらのとき以外については、教育長の職務を代理することはない。通常は他の教育委員と同様の職務を行うことになる。

代理する権限の範囲は、基本的には教育長の権限全般となるが、これは極めて広範にわたるため難しい面がある。そこで、練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第3条の規定では、教育長の権限のうち、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表すること以外は、教育振興部長等に委任することができると定められている。

なお、坂口委員の教育長職務代理者としての任期は、本年6月30日までである。そこで、7月1日以降の教育長職務代理者の選出が必要となっている。

以上である。

教育長

ただいま説明があったように、教育長の職務を代理する者については、教育長である私が、教育委員の皆様の中から指名をさせていただくこととされている。また、教育長の職務を代理する者は、その際、教育委員会事務局の職員に一部の権限を委任することができる旨が定められているが、それでも、その権限はかなり重くなっている。そこで任期なのだが、法律等に特に定めはないので、私としては、今回も本年7月1日から来年6月30日までの1年間をお願いしたいと考えている。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び練馬区教育委員会教育長の職務代理に関する規則第2条の規定に基づき、教育長の職務を代理する者を指名させていただきたいと思う。

中田委員をお願いしたいと思う。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここで、次の教育長職務代理者に指名された中田委員からご挨拶をお願いします。

中田委員

ただいまご指名いただいた中田である。どこまでできるが分からないが、できる限り任務を遂行したいと思っているので、どうぞよろしく願います。

教育長

ありがとうございます。どうぞよろしく願います。

続いて、委員の議席についてお諮りをする。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定では、委員の議席は、合議により定めるとされている。本日の議席は暫定的にお座りをいただいている。7月1日以降であるが、現在の教育長職務代理者である坂口委員の座席に、次の教育長職務代理者となる中田委員にお座りをいただき、新しく委員になった仲山委員におかれては現在中田委員にお座りいただいている座席に、高柳委員は現在の仲山委員の座席に、坂口委員は現在の高柳委員の座席にお座りをいただきたいと考えているが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕
- (12) 令和3年陳情第2号 中学校歴史教科書採択に関する陳情書

教育長

次に、陳情案件である。

陳情の（１２）令和３年陳情第２号 中学校歴史教科書採択に関する陳情書。
この陳情については、本日、新たに提出されたものである。
事務局より資料の説明をお願いする。

事務局

それでは、お手元の陳情書をご覧いただきたい。令和３年陳情第２号 中学校歴史教科書採択に関する陳情書である。陳情代表者等は記載のとおりである。

要旨。

中学校歴史教科書について、２０２０年度の教科書採択の結果を尊重し、採択替えを行わないこと。

以上である。

教育長

それでは、この陳情について何か資料の要求等があれば同うが、いかがか。

よろしいか。

本日は、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

継続審議中の陳情１１件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況変化はないと聞いている。したがって、本日は全て、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。

この協議案件については、本日、資料が提出されているので、説明をお願いする。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

かねてからお話をしている内容ではあるが、概略を申し上げますと、練馬区は、小学校と中学校をできる限り垣根なく小学校6年間、中学校3年間、合わせて9年間を連続して子供たちの義務教育をしっかりと見ていこうという考え方を基に、小中一貫教育を推進している。とりわけ学校自体を小中一貫の学校にするという試みも行っていて、既に1校、従前は大泉学園桜小学校、大泉学園桜中学校だった学校を一つにして、大泉桜学園をつくった。

ただ大泉桜学園については、既存の校舎が隣り合っていたので、間に渡り廊下を造るなどの改修のみで、大きな改修はせずに小中一貫教育校をつくった。しかし今回は、旭丘中学校と旭丘小学校を解体して、全く新しい小中一貫の学校をつくろうということで、ある意味では初めての試みである。

基本設計が出来上がったということで、今、報告があった。これから実施設計を経て、いよいよ工事という形になり、令和9年3月に完成の予定ということである。完成に向けて進めていくということで、本日、この協議の中で皆様方にお示しをし、ご意見、ご質問があればお出しをいただければと思っているところである。

今の説明を聞いて、いかがか。何かご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

仲山委員

I C T環境の整備の部分であるが、内容はいつ頃決まるのだろうか。それから、どういう内容にするかということに関して、おそらく現場の先生の意見も必要かと思うが、そういったことに関してはどのような状況なのか。

学校施設課長

設計方針の（1）教育内容の多様化への対応のI C T環境の整備に関してであるが、内容としては、現在の小中学校で整備されている校内システムを使うためのLANを配備するということがある。

それから、今、タブレットパソコンが1人1台配布されているので、今までと同じように使えるようにするという、現在整備されている電子黒板等をこちらの小中一貫教育校についても整備する予定ということ考えている。

以上である。

仲山委員

意外とあまり使わないものが整備されるということが、いろいろな学校現場で起こるが、そういうことを考えると、どこかで現場の教員に、これでいいのかということを開く機会をつくったほうがいいのかと思う。いかがか。

教育施策課長

区教育委員会として、これまで各学校のモデル校などの取組の中で、各先生方や児童、保護者からご意見をいただきながら、実際に使ってみて評価を行った。

これらを踏まえて、令和元年度に電子黒板や実物投影機、そして2年度にタブレットパソコンを全児童・生徒にお配りしたところである。

こういった整備が一定程度完了したところであるが、更新の期間や技術の進歩というところがあるので、例えば、5年ぐらいの期間を目途に、また、現場の皆様のご意見などもいただきながら、再構築や更新などの検討をしていきたいと考えている。

仲山委員

ありがとう。

教育長

確かに、令和9年だから、今の状態そのままでもよいということではないと思う。今、教育施策課長がお話ししたように、このICTの技術というのは日進月歩で、本当に3年もたつとまるっきり替わってしまうというような状況である。せっかく新しい学校をつくるので、最新のICT環境を整備していく。更に、仲山委員が今おっしゃったように、現場が使いやすくなければ、どんなに立派なものがあっても意味がないので、そうならないように、現場の声をしっかりと受け止め、技術の進歩に即しながら、最新のものをに入れていくという姿勢でやっていきたいと思っている。ありがとう。

ほかいかがだろうか。

高柳委員

今までも何回か設計図や、それから計画を示されて説明を受けてきたが、今回の資料である程度はつきりと配置図などが分かり、大変よい設計になっていると思う。

先ほど説明があった設計方針が、4点あったが、これらも具体的にできているし、また、もう一つ、複合化施設ということで、地域包括支援センター、街かどケアカフェ、児童館が一体に設置されている。施設の複合化や多目的化については、今、区や国でも進めているところであるし、また、地域に開かれた学校づくりという観点でも大変いいものだと思う。

児童館がここにあれば子供も来やすい。また、街かどケアカフェも地域の人が来やすくて、学校との距離が近くなるということでもよいと思う。

1点、質問であるが、屋上に太陽光発電のパネルが設置されていると思う。6ページの南棟に1か所あるが、ご存じのように、国のほうでも練馬区でも脱炭素化ということで、自然エネルギーをどんどん取り入れていると思う。太陽光発電のパネルをこの1か所に設置してもまだスペースがあるようであるが、このスペースに順次設置していくのか。それとも、屋上は多目的に使う場合もあるので、空けておくのか、これを教えていただきたい。

それからもう1点、同様に、今、自然エネルギーの開発で、本当にいろいろな技術革新で、いろいろなものができている。今後、大変大切なことだと思うので、練馬区は校舎などのいろいろな教育施設にこういった太陽光発電などの壁面や屋上への設置を進め

ていくような計画があるのかどうかについて、その辺の考え方を教えていただきたいと思う。

学校施設課長

まず太陽光発電であるが、予定としては、今回、小中合わせて39キロワット設置しようと考えている。これまでの改築校であると大体30キロワットということなので、それよりは少し容量が大きなものを設置しようとして計画している。

また、屋上に、どのような設備を置くかということであるが、やはり空調の室外機とか、そういったものを上に乗せる傾向がある。それはなぜかという、騒音がかなり室外機から出るということで、屋上に置くのが一番騒音対策としてはよいためである。そのため、屋上については、屋上緑化やそういった室外機、それから太陽光パネルを持ってきて、総合的に考えて、39キロワットということで設計をしているところである。

今後の改築校に対する設置の考え方であるが、基本的には、自然エネルギーの活用ということで、太陽光を設置していくが、併せて、蓄電池というものを設置していき、災害時においても、初動期を支えるような電源となるように、太陽光発電と蓄電池をセットで設置していくといった方針である。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

仲山委員

関連した質問であるが、39キロワットというのは、この小中一貫校で使う電力の大体何割ぐらいを想定しているのだろうか。

学校施設課長

まだ設計段階であるので、この学校については、まだ計算できていないが、過去の小学校の改築の事例として、30キロワットの太陽光でどれだけ電力を賄えるかというものをシミュレーションしたことがあり、学校で使用する主要な照明の約35%を賄えるといくことを試算したことがある。

今回もおよそそれぐらいの規模というふうに設計をしている。

仲山委員

分かった。

この学校がスタートするのが令和9年度となると、今まさに問題視されているこれからの10年という、その10年に近いところになるので、できる限り再生可能エネルギーの割合を多くしたほうがいいのかと思うが、その辺に関してはいかがか。

学校施設課長

そのとおりである。施設の太陽光発電の性能もこれから上がっていくだろうと推測され、値段も場合によっては下がってくるかもしれない。今後、できるだけ効率よく、エネルギーに使えるようにということは検討していきたいと考えている。

仲山委員

どうもありがとう。

坂口委員

小中一貫校として新しくゼロからのスタートで設計をし、立地条件に公道が入っているのをどう克服するかなど、いろいろな問題があった。設計を見ると、体育施設を渡り廊下を渡るかたちになっているというのが分かった。また、資料の最後の8ページのSTEP 8の完成図を見ると、新校舎に1年生から9年生まで全て収まり、特別教室も入るという設計が工夫されていると思う。

それから、地域のためのコーナーである街かどケアカフェとか地域包括支援センターというのが、この渡り廊下の左手のコーナーと考えてよろしいか。ここもやはり1階だけではなくて、3層・4層になるのかその辺が知りたいと思う。また、場所は地域の方が行きやすい場所なのだろうか。街かどケアカフェというのは、まさに高齢者の人のための憩いの場所になるわけだから、場所の位置関係や入りやすさはどうなのかなど、そういうことを考えた。いかがか。

学校施設課長

複合化施設の動線であるが、入口は児童・生徒の動線と複合化施設の動線を分けている。具体的には3ページの配置図のところをご覧いただきたい。

北棟の複合化施設入口ということで、児童・生徒の動線とは別に複合化施設専用の入口を設けている。4ページを見ていただくと、北棟の街かどケアカフェのところに黒い三角が示されていると思うが、ここが複合化施設の入口となっている。

一方で、児童・生徒の入口については、生徒は、生徒用大階段という複合化施設の北側の階段で一旦2階に上がっていただいて、2階に昇降口がある。小学生のお子さんについては、児童昇降口ということで、別の入口を1階に設けている。体格差などにも配慮して動線を分けている。それから、複合化施設の動線とも区分をし、工夫をしている。

教育長

渡り廊下は屋根つきではなかったか。

学校施設課長

2階の5ページを見ていただくと、渡り廊下が2つに区分をされていて、屋外通路と屋内通路と分かれています。屋内のほうは屋根つきとなっていて、これは校舎内の移動という動線である。屋外については、北校舎から南側のグラウンドに出る場合、ここの屋外の通路を通してグラウンドに出られる、そういった内外の通路も使い分けるともしている。

坂口委員

分かった。それは、とてもいいことだと思う。大泉桜学園は一つしかない渡り廊下を上ったり、下りたりして使っているから、屋内でも行けて、屋外からも行けるとものすごくよいと思う。

こういう新しい建物は、おそらく多くの吹き抜けがあり、光を入れるための工夫等もされているから、新しい校舎への皆さんの期待感に対して、とてもいい工夫をされた設計ではないかと思う。

それと第二校庭の使用のモデルやどのようなこと考えられて造られているのかということを知りたい。

学校施設課長

校庭の考え方を申し上げる。第二校庭については、主に、小学生が利用するという想定であり、南側の第一校庭を主に中学生が利用する。

2つ造った理由は、やはり体格差があって、一つの校庭で遊ぶというのは、基本的には分けたほうがいいだろうと考えたからである。行事等によっては、一緒にできることもあるかと思うが、一義的には、校庭をそれぞれ小学生用、中学生用にそれぞれ設計をしているというものである。

教育長

ほかいかがか。

中田委員、どうぞ。

中田委員

旭丘中学校は学校の子供たちの人数が少ない学校だと思う。この複合施設があり、いろいろな地域の方が来ることにより、中学校選択制で多くの皆さんが集まってきてくれる可能性があり、とても希望が持てる取組みかと思っている。期待している。感想である。

教育長

ありがとう。

この旭丘小中一貫教育校については、これからも大いに触れて、協議させていただきたいと思っている。ぜひその都度、ご意見、ご要望があれば、お出しをいただきながら、いい学校をつくっていきたい。新しく建築する初めての小中一貫教育校であるから、ぜひよいものをつくっていきたいと思っている。また、皆様方のお力をお貸しいただければと思っている。

とりあえずよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次に移る。

この協議案件については、いろいろご意見をいただいたが、次回以降も審議継続したいと思う。よろしく願います。

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立図書館の指定管理者の公募について
- ② 練馬区立図書館の指定管理者の選定について
- ③ 令和3年第二回練馬区議会定例会提出議案について
- ④ 区立学童クラブの休室について
- ⑤ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)について
- ⑥ その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は6件御報告をする。

報告の①については、報告の②と関連する案件であるので、続けて説明をお願いする。

質疑については、報告②の説明が終わった後に行いたいのので、よろしく願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

図書館は12館あるわけであるが、そのうちの5つの図書館の指定管理の期限が来年の3月31日で切れるということで、その先をどうするかということである。そもそもルールがあり、5年間を過ぎて1回だけは、もしその事業者が問題なければ、公募をせずにもう1回対象とする団体を特定しても構わないというルールになっている。資料3に記載の関町図書館と南田中図書館はそのルールにのっとり、公募せずに現在やっていたい事業者にそのままお願いをしたいという内容だった。

ただ、資料2のほうの大泉図書館、貫井図書館、春日町図書館の3館については、2期目でありそのルールが適用されないため、改めて公募をするということになっているという説明であった。

何かご質問、ご意見があればお出しただければと思うが、いかがか。

坂口委員

公募するといくつかの団体が手を挙げて、比較できるような形になるのだろうか、今まで、どうか。

光が丘図書館長

公募をすると毎回数社は手を挙げてくる。直近の過去の例では、おとし、石神井図書館の選定を公募によって行った時は、応募団体が3団体あり、その中から1団体選定をしている。プレゼンテーションや企画書などの内容を見て選定をさせていただいているので、応募団体の内容評価などをして、競い合って選定をするという形になっている。

以上である。

坂口委員

分かった。地域に10年間なじむと、いろいろなよい関係ができると思う。一方でまた新しい団体になって、リフレッシュすることも大変大事である。それから、公平に選ばれるということも大事なので、ルールにのっとって、また改めて選び直していただくというのはあると思う。

私としては、あまり変わって行ってほしくもない気持ちもあるが、それはルールだからフェアに選んで、ぜひよい選定をしていただくということをお任せする。よろしくお願ひする。

教育長

ありがとう。

ほか、いかがか。

仲山委員、どうぞ。

仲山委員

資料2のほうの3つの図書館の現在の管理者が、再び公募に応募するということは可能か。

光が丘図書館長

現在の指定管理者の業者がもう一度応募することも可能である。

仲山委員

資料2の別紙の団体審査というところに区内事業者か否かという記載があるが、例えば、株式会社図書館流通センターは文京区になっている。区内でないということは、この評価に関しては評価が低くなると、そう考えてよろしいか。

光が丘図書館長

そのとおりである。

仲山委員

分かった。

教育長

区内事業者を育てていくというのも私たち行政の役割なため、配点上もその辺を考慮して、区内事業者に配慮をしている。

坂口委員

いい選定をお願いします。

教育長

よろしいか。

それでは、次に移らせていただく。次に報告③であるが、これは報告④も関連する案件であるので、併せて説明をお願いして、質疑については報告④が終わった後にお願いをする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

子育て関連の条例の改正等については、先般、第二回定例会に提出するというご説明をさせていただいたため、本日は中身についてご説明をさせていただいた。いずれの条例についても可決されたので、ご報告させていただく。

何かご質問、ご意見があればお願いします。よろしいか。

それでは、この案件は終わらせていただく。

それでは、報告⑤についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の低い方々に対する支援ということで、国のほうの制度を区が窓口になって行っていく。本当にご苦労であるが、よろしく願いをしたいと思う。

何かご質問、ご意見あるか。

高柳委員

感想である。以前にもこういった支援の特別給付金があったが、大変助かると思う。国の制度ということであるが、やはり、それを具体的に滞りなく給付するのは区の大切な仕事だと思う。大変だと思うが、ぜひ支援の必要な家庭へ適切な支援ということでもよろしく願いしたいと思う。

教育長

ありがとう。

ほか、いかがか。よろしいか。
それでは、以上で終わる。
その他の報告はあるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

私から田柄地区区民館ぴよぴよの再開についてご報告させていただく。田柄地区区民館が大規模改修工事を行うことに伴い、昨年6月から休室していた同施設内の子育てのひろばぴよぴよであるが、工事終了に伴い7月1日から再開する。
ご報告は以上である。

教育長

よろしいか。
もう1点、本日保健給食課長は所用があり欠席しているが、移動教室についてである。7月に予定をしていた5年生、6年生、それから、特別支援学級の移動教室であるが、緊急事態宣言は終わったが、まん延防止の措置の指定区域に依然としてなっているという状況があるため、7月に予定をしていた移動教室については9月以降に延期をさせていただきたいということである。よろしく願います。
さて、予定をした案件は以上だが、ほかに何かあるか。

事務局

特にない。

教育長

委員の皆様方からは何かあるか。
どうぞ、高柳委員。

高柳委員

児童・生徒のオリンピック・パラリンピック観戦について質問である。もういろいろな報道でご存じであるし、もう十分、練馬区でもいろいろ検討はされていると思うが、感染がなかなか収束しないということがある。私も子供たちにオリンピック・パラリンピック、選手の姿を生で見せて、または、未来への希望にするということは大変素晴らしいことだと思うし、そういうことを強く望んでいたが、今の状況だと感染拡大が今後また予想されるということで、保護者や子供たちからも不安が出ているのかと思う。私も近隣の家庭で小中学生のいる家庭があり、そういう声を寄せられている。もう既に検討されていると思うが、報道によると、ある区では既に全体で中止にしたというところや、今、中止の方向で検討しているところもあるということである。練馬区は、場所によっては大江戸線ですぐ行けるところや、バスで二、三回乗換えしなければ行けない学校などいろいろ地域によっても違いがあると思うが、今、どういうふうに検討されているのか教えていただきたい。また、今後、せっかく行ったところが感染拡大につながると取り返しが見つからないことになると思うが、その辺の見通しというのはどのような

になっているか。なかなか、どういう状況になるか、まだパラリンピックまでは1か月近くあるので、まだ分からない状況だと思うが、今のところの考え方を教えていただければありがたいと思う。

教育指導課長

東京都教育委員会のほうから競技観戦について実施を希望するか否かという通知が今後出てくるということであるが、まだ練馬区教育委員会には届いていない状況にある。私どもとしても、この東京都の通知をまず見て、拝見させていただきながら検討を進めていきたいと考えている。その上で、やはり、各学校・園のお考えもあろうかと思うので、そういった声も聞きながら検討を進めていこうと考えている。

以上である。

教育長

大変悩ましいことだと思っている。今、高柳委員がおっしゃったように、本当に子供たちにとってみれば一生に1回あるかないかの大きな大会である。実際、東京都に住んでいて、生で見ようと思えば見られる距離感にあって、ぜひ見させてあげたいという思いもありながらも、暑い時期に行う熱中症の心配、そしてまた、何よりも新型コロナウイルス感染症の心配というようなこと等があり、どういうふうにしていくかということについては大変悩ましい判断が必要になってくるかと思っている。いずれにしても、そんなに遠くない段階で判断をしなければならぬと私どもも思っている。

今、教育指導課長からお話があったように、この問題については、子供たちのオリンピック観戦の窓口は東京都教育委員会であるから、そちらから考え方が示されるのかと思って待っていたが、いまだにこない。近々に希望を改めて確認をするという文書が東京都教育委員会から来そうであるので、そういうものも見ながらどういうふうにしていくかについては判断をしていきたいと思っている。

現時点でも保護者の皆さん方から、あるいは学校から様々なご意見をいただいているので、そういうことも踏まえながら判断をしていくことになるかと思う。申し訳ないが、今、確たるお話をここでできる段階ではない。よろしいか。

高柳委員

私も前回の64年のオリンピックを見に行って、中学生であったが、本当にいまだによく覚えているし、大変いい思い出になった。新型コロナウイルス感染症がなければ、子供たちが、熱中症対策をして行ければいいなと強く思っていたが、今、教育長と教育指導課長からもお話があって、東京都教育委員会からまだ方針が示されていないということである。どういふ方針が示されるか分からないが、先程言ったように学校によって行きやすさの違いがあると思う。都の方針によると思うが、学校の希望を聞いて、練馬区全体で判断するか、学校選択制で判断するのかと、そういうようなことについても検討はされているかと思うが、そういう考えでよろしいか。

教育長

結構である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかに、委員の皆様から何かあるか。

よろしければ、冒頭申し上げたように私はこの6月30日で任期が終わる。一言ご挨拶をさせていただきたいと思う。

10年という期間、教育長をさせていただいた。私が着任をしたのがちょうど10年前であったが、その直後から、大きく教育委員会の在り方や制度が変わってきた。

特に、練馬区の話をする、着任をした翌年から子育て部門が全部教育委員会に来た。そういう意味では、保育所、学童クラブ、児童虐待の仕事が教育委員会の仕事になったということになる。予算規模も、職員の数も、また、仕事の中身も格段に増えたと思っている。その後、前川区長が新しく誕生されて、みどりの風吹くまちビジョンの策定などがあつた。もう一つ大きな教育委員会改革という意味では、国のほうから地教行法の改正によって、本来であれば教育委員会というのは教育委員会の委員長という方がいて、教育委員会を進行していくという役割だったが、その法律改正によって、私、教育長が進行するというふうになり、また、教育委員の皆様方の任期は4年であるが、教育長の任期は3年というふうになり、様々な変更があつた。そのために総合教育会議という仕組みができた、あるいはついでこの間皆さんにご尽力いただいた教育大綱というものをつくらなければならないということにもなつた。

そのほかにも、幼児教育・保育の無償化の問題であるとか、待機児童ゼロ作戦だとか、もう、もろもろの新しい試みというか、仕事、事業が矢継ぎ早に来ていたのがこの10年であり、本当に目まぐるしい10年だつたと思っている。

その間には、光が丘の2つの幼稚園も廃園させていただいたし、中学校も1校廃校するというような、少し寂しい仕事もやらざるを得なかつたというようなこともあつた。いずれにしても、本当に目まぐるしい10年であつたと、振り返ってみると早かつたというふうに思っている。

いずれにしても、そうした中で私自身がどれほどの仕事をしてきたかと振り返ってみて、内心じくじたるものがあるが、私としては、教育委員の皆様方、そして事務局の皆様と一緒に仕事できたことは本当に幸せだつたと改めて思っているところである。

今、このコロナ禍で、本当に皆様方の大変さを思うと後ろ髪を引かれる思いではあるが、ただ、後任が堀氏ということで、私としては安心して任せていけるかと思ひ、安心して思っているところである。

いずれにしても、これからも皆様方は、一日もゆるがせにできない教育、子育ての事業をやっつけていかなくては行けないわけであるから、どうぞ健康には十分留意していただいて、ますます子供たちのためにお力をお貸しいただくことを重ねてお願いをして、退任の挨拶とさせていただく。本当に長い間ありがとう。

それでは、以上で第12回教育委員会定例会を終了する。